(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	南相馬市

南相馬市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南相馬市経済部農政課

所 在 地 福島県南相馬市小高区本町2-7

8

電 話 番 号 0244-44-6802

F A X 番 号 0244-44-6047

メールアドレス nosei@city.minamisoma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、アライグマ、
	ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	南相馬市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
	水稲(食用米)	278千円	1 2 5 a
	水稲(飼料用米)	4 5 4 千円	1, 148a
	いも類	1 4 0 千円	10 a
	野菜	463千円	3 3 a
イノシシ	ネギ	113千円	3 0 a
	うど	350千円	3 а
	果樹 (梅)	666千円	1 5 0 a
	飼料作物	2 3 1 千円	5 0 a
	デントコーン	231千円	5 0 a
	計	2,232千円	1, 516a
	水稲(食用米)	48千円	9 a
	水稲(飼料用米)	1 1 千円	9 a
	野菜	5 3 7 千円	7 2 a
	玉ねぎ	15千円	1 0 a
	カボチャ	2 2 千円	1 2 a
ニホンザル	その他	500千円	5 0 a
ニハングル	麦類(小麦)	100千円	200a
	豆類	19千円	3 а
	大豆	4 千円	1 a
	小豆	15千円	2 a
	飼料作物	2 3 1 千円	5 0 a
	デントコーン	231千円	5 0 a
	計	946千円	3 4 3 a
カラス	野菜	143千円	5 а
13 7 1	ブロッコリー	143千円	5 а
	計	143千円	5 а

アライグマ	果樹、野菜	0千円	0 а
	計	0千円	0 a
ハクビシン	果樹、野菜、いも類	276千円	2 4 a
	計	276千円	2 4 a
タヌキ	果樹、野菜	0 千円	0 a
	計	0 千円	0 a
合計		3,599千円	1, 889a

※被害数値について、イノシシ及びニホンザルの水稲の被害数値は福島県農 業共済組合相馬支所への聞きとりによる。

その他の被害数値は、農業者へのアンケート調査に基づくもの。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

① イノシシ

水稲以外にも、住民からの被害報告により、野菜・果樹等の様々な品目で被害が確認されており、旧避難指示区域を中心に農地や法面への掘り返し等の被害が広範囲に亘って確認されている。

② ニホンザル

市内で17群、1,300頭が確認されており遊動域は市東部まで及ぶなど拡大傾向にある。住民からの報告により水稲・野菜・果樹等の様々な品目で被害が確認されている。

③ カラス

市内で生活環境被害(ゴミ集積場のゴミ荒らし、テレビアンテナへの破損被害等)が報告されており、今後も生活環境被害の拡大の恐れがある。また、市内全域において、ブロッコリーや水稲(直播)などを中心に農作物の被害が確認されている。

④ アライグマ、ハクビシン、タヌキ

特に旧避難指示区域において、住宅地への侵入などが多くみられ、生活環境被害が確認されている。

また、住民からの報告により野菜・果樹等で被害が確認されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)			目標値(令和	6年度)	
1.12.2.	水稲	733千円	1,	273a	5 1 3 千円	891a
イノシシ	いも類	140千円		10 a	98千円	7 а

	野菜 463千円	3 3 a	324千円	2 3 a
	果樹(梅)666千円		466千円	
		1 0 0 a	400111	1 0 3 a
	飼料作物(デントコーン)			
	231千円	5 0 a	161千円	3 5 a
	2, 233千円 1,	516a	1, 562千円	1, 061a
	水稲 60千円	19 a	4 2 千円	1 3 a
	野菜 537千円	7 2 a	375千円	5 0 a
	麦類(小麦) 100千円	200a	70千円	140a
ニホンザル	豆類 19千円	3 а	13千円	2 a
	飼料作物(デントコーン)			
	2 3 1 千円	5 0 a	161千円	35а
	947千円	3 4 4 a	661千円	2 4 0 a
カラス	野菜 143千円	5 а	100千円	3 а
	1 4 3 千円	5 а	100千円	3 а
アライグマ	果樹、野菜 O千円	0 a	0千円	0 а
	0千円	0 a	0 千円	Оа
	果樹、野菜、いも類			
ハクビシン	276千円	2 4 a	193千円	16 a
	276千円	2 4 a	193千円	16 a
タヌキ	果樹、野菜 0千円	0 а	0千円	0 а
	0千円	0 a	0千円	0 а
計	3,599千円 1,	889a	2, 517千円	1, 320a

- ※現状の被害数値から3年間で30%減少させることとする。
- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	イノシシや小動物であるアラ	・狩猟者の高齢化・減少により、
に関す	イグマなどの有害鳥獣の捕	捕獲隊の編成が困難な状況と
る取組	獲は、南相馬市有害鳥獣捕獲	なってきているため、狩猟者の
	隊の編成、鳥獣捕獲専任員の	育成・確保が急務となってい
	増員を行い、銃やわなにより	る。
	捕獲を行っている。	・人慣れしたサルの追い払いや捕
	・ニホンザルについては、被害	獲が難しい。
	の著しい地域においては、定	・集落ぐるみの野生鳥獣を寄せ付
	期的な巡回、追い払い、捕獲	けない活動の普及・啓発が必要
	などを行っている。	である。

	・カラスについては、銃による	
	捕獲やロケット花火による	
	威嚇を行っている。	
防護柵	・福島県営農再開支援事業を活	・電気柵の管理が不十分なため、
の設置	用し、出荷販売を目的とした	効果が一時的なものとなって
等に関	農業者にはほ場単位で電気	きている。
する取	柵の無償貸与、被害の多い集	・農家個々での対応に加え、地域
組	落には広範囲にわたる防護	ぐるみで被害軽減に向けた対
	柵の設置を推進している。	策が求められる。
	・自家消費を目的とした農業者	
	(家庭菜園含む)は、防護柵	
	購入経費の一部を助成し、設	
	置を推進している。	
生息環	・雑木等の刈払い、緩衝帯の設	・雑木等の刈払いの実施実績数が
境 管 理	置に要する経費を助成し、地	未だ少なく、住民の意識として
その他	域ぐるみの鳥獣被害防止の	「追払いもしくは捕獲」が先立
の取組	取組実施の推進を行ってい	っているため、環境整備の重要
	る。	性の啓発が必要である。
	・鳥獣被害防止に関する知識習	
	得のため、地域での勉強会を	
	開催している。	
	・旧避難指示区域において放任	
	果樹伐採を実施している。	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・イノシシについては、予防策として電気柵設置の普及を図るとともに、 南相馬市有害鳥獣捕獲隊・鳥獣捕獲専任員と連携し、わなを増やすなど 捕獲圧の強化に努める。また、イノシシの個体数調整については、有害捕 獲、狩猟等により実施する。
- ・ニホンザルについては、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画に基づき 適切な個体数調整を図りながら、多頭捕獲の実施など、捕獲圧の強化に

努める。

- ・カラスについては、許可捕獲による対応を継続させる。
- ・アライグマ、ハクビシン、タヌキについては、南相馬市有害鳥獣捕獲隊・ 鳥獣捕獲専任員と連携し、わなを増やすなど捕獲圧の強化に努める。
- ・鳥獣被害の発生を未然に防ぐため、侵入防止柵の整備等と放任果樹の伐 採等による環境整備活動を実施し、被害を受けにくい地域づくりに取り 組む。
- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器やGIS (地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会小高支部、鹿島支部、原町支部からの推薦を受け、南相馬市長が捕獲隊員を委嘱し編成する有害鳥獣捕獲隊、及び鳥獣捕獲専任員を配置し、わなの設置・巡回を行いつつ、住民からの被害相談を受けた際は、出動する体制となっている。

今後は、住民から寄せられた鳥獣の目撃(痕跡含む)情報を、有害鳥獣ハザードマップ(GIS)に反映させ、鳥獣の行動域の把握に努めることで、より捕獲に適切な場所へとわなを設置し、捕獲数の増加を図る。併せて、鳥獣捕獲専任員を増員し、捕獲圧の強化に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等の開催に
令和4年	ニホンザル	よる連携の強化
度	カラス	・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補
	アライグマ	助
	ハクビシン	・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して
	タヌキ	啓発活動

		・鳥獣の目撃(痕跡含む)情報収集、有害鳥獣ハザ
		ードマップ(GIS)の入力
		・生息状況及び被害状況調査の実施
		• 有害鳥獣捕獲実施隊設置準備
		・隣接市町村との広域連携活動の実施
	イノシシ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等の開催に
令和5年	ニホンザル	よる連携の強化
度	カラス	・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補
	アライグマ	助
	ハクビシン	・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して
	タヌキ	啓発活動
		・鳥獣の目撃(痕跡含む)情報収集、有害鳥獣ハザ
		ードマップ(GIS)の入力
		・生息状況及び被害状況調査の実施
		• 有害鳥獣捕獲実施隊設置
		・隣接市町村との広域連携活動の実施
	イノシシ	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員への研修会等の開催に
令和6年	ニホンザル	よる連携の強化
度	カラス	・狩猟免許取得予備講習会受講料や受験手数料の補
	アライグマ	助
	ハクビシン	・広報誌等による情報提供、狩猟免許取得に関して
	タヌキ	啓発活動
		・鳥獣の目撃(痕跡含む)情報収集、有害鳥獣ハザ
		ードマップ(GIS)の入力
		・行政(農政課・有害鳥獣捕獲隊)と地域が連携し、
		目撃情報と GIS の情報を活用とした、罠設置箇所
		所の検討を行う。
		・生息状況及び被害状況調査の実施
		・隣接市町村との広域連携活動の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

福島県第13次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県ニホンザル管理計画、南相馬市ニホンザル管理事業実施計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)及び福島	画(案)及び福島	画(案)及び福島
	県イノシシ管理計	県イノシシ管理計	県イノシシ管理計
	画の基準による。	画の基準による。	画の基準による。
	目標頭数400頭	目標頭数500頭	目標頭数600頭
ニホンザル	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)及び福島県	画 (案) 及び福島県	画(案)及び福島県
	ニホンザル管理計	ニホンザル管理計	ニホンザル管理計
	画、南相馬市二ホ	画、南相馬市ニホ	画、南相馬市ニホン
	ンザル管理事業実	ンザル管理事業実	ザル管理事業実施
	施計画の基準によ	施計画の基準によ	計画の基準による。
	る。	る。	
	目標頭数240頭	目標頭数200頭	目標頭数180頭
カラス	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ
	る。	る。	る。
	目標頭数80羽	目標頭数80羽	目標頭数80羽
アライグマ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)及び福島県	画(案)及び福島県	画(案)及び福島県
	アライグマ防除実	アライグマ防除実	アライグマ防除実
	施計画の基準によ	施計画の基準によ	施計画の基準によ
	る。	る。	る。
	目標頭数250頭	目標頭数250頭	目標頭数250頭
ハクビシン	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ
	る。	る。	る。
	目標頭数200頭	目標頭数200頭	目標頭数200頭
タヌキ	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥	福島県第13次鳥
	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計	獣保護管理事業計
	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ	画(案)の基準によ
	る。	る。	る。
	目標頭数1,000	目標頭数1,000	目標頭数1,000
	頭	頭	頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

① 捕獲時期

地元猟友会との情報交換、協議を行いながら、農作物被害が多発する春季から秋季を中心に、捕獲を実施する。

- ② 捕獲方法
 - イノシシ 銃器、箱わな、くくりわな
 - ・ニホンザル 銃器、箱わな、くくりわな
 - ・カラス 銃器
 - アライグマ、ハクビシン、タヌキ 箱わな、くくりわな
- ③ 捕獲場所

人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

わなの設置が困難である山間部の農地に、イノシシやニホンザルが出没し、農作業者に被害が及ぶ恐れがある場合や農作物被害が拡大している場合ではライフルによる緊急的な捕獲が必要である。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	カワウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

· · / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	営農再開支援事業	営農再開支援事業	営農再開支援事業
ニホンザル	を活用し、防護柵	を活用し、防護柵を	を活用し、防護柵を
	を設置。	設置。	設置。
	電気柵(2段を設	電気柵(2段を設	電気柵(2段を設
	置)設置延長	置)設置延長	置)設置延長 200,000
	160,000m	200,000m	m
	侵入防止柵(電気	侵入防止柵(電気柵	侵入防止柵(電気柵
	柵+金網柵) 15,000	+金網柵)15,000m	+金網柵)15,000m
	m	複合柵(ネット柵+	複合柵(ネット柵+
	複合柵(ネット柵+	電気柵)15,000m	電気柵)15,000m
	電気柵) 15,000m	金網柵 7,500m	金網柵 7,500m
	金網柵 7,500m		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

		· · 	
対象鳥獣		取組内容	
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	地域主体による点	地域主体による点	地域主体による点
ニホンザル	検及び周辺の草刈	検及び周辺の草刈	検及び周辺の草刈
	りを行う。なお、被	りを行う。なお、被	りを行う。なお、被
	害防止対策パッケ	害防止対策パッケ	害防止対策パッケ
	ージ実施体制整備	一ジ実施体制整備	一ジ実施体制整備
	支援事業を活用	支援事業を活用し、	支援事業を活用し、
	し、管理体制の強	管理体制の強化を	管理体制の強化を
	化を図る。	図る。	図る。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年	ニホンザ	・放任果樹伐採等の環境整備活動
度	ル	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる
	イノシシ	追払い活動

P		
	カラス	・鳥獣被害防止に関する講習会の開催
	アライグ	・地域主体の対策モデル地区の設置
	マ	・有害鳥獣ハザードマップ(GIS)を活用した効果的
	ハクビシ	な捕獲活動の実施
	ン	
	タヌキ	
令和5年	ニホンザ	・放任果樹伐採等の環境整備活動
度	ル	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる
	イノシシ	追払い活動
	カラス	・鳥獣被害防止に関する講習会の開催
	アライグ	・集落単位での雑木や雑草の刈払い等の環境整備活
	マ	動
	ハクビシ	・地域主体の対策モデルモデル地区の設置
	ン	・有害鳥獣ハザードマップ(GIS)を活用した効果的
	タヌキ	な捕獲活動の実施
令和6年	ニホンザ	・放任果樹伐採等の環境整備活動
度	ル	・南相馬市有害鳥獣捕獲隊員のパトロールによる
	イノシシ	追払い活動
	カラス	・集落単位での雑木や雑草の刈払い等の環境整備活
	アライグ	動
	マ	・鳥獣被害防止に関する講習会の開催
	ハクビシ	・地域主体の対策モデル地区の設置
	ン	・有害鳥獣ハザードマップ(GIS)を活用した効果的
	タヌキ	な捕獲活動の実施

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南相馬市	被害状況の確認。捕獲隊への捕獲依頼。連絡、
	調整
相双地方振興局	情報の収集及び提供
南相馬警察署	住民への注意喚起、交通規制等
南相馬市有害鳥獣捕獲隊	対象鳥獣の追い払い及び捕獲活動の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

相双地方振興局(情報収集)→情報提供→各関係機関地域住民→通報→南相馬警察署 → → → →注意喚起、交通規制等南相馬市(各関係機関との連絡、調整)→捕獲依頼→ 捕獲隊

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自己所有地等での埋設、又は処理施設で焼却処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づ
	く出荷制限及び摂取制限の指示が出されており、当面
	の間、食品としての利用は困難
ペットフード	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づ
	く出荷制限の指示が出されており、当面の間、ペット
	フードとしての利用は困難
皮革	市内全域に国から原子力災害対策特別措置法に基づ
	く出荷制限の指示が出されており、当面の間、皮革と
	しての利用は困難
その他	協定に基づき、ヒトにおける内部被ばく物質の推定及
(油脂、骨製品、角	び安全基準の設定に係る研究のため、代謝や臓器の構
製品、動物園等で	造がほぼヒトと等しいニホンザルについて、東北大学
のと体給餌、学術	へ検体提供。
研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。
- (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組 なし
- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割	
磐城森林管理署原町森林事	国有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。	
務所	国有体での有舌局獣関連情報の提供を行う。 	
福島県相双地方振興局県民	鳥獣保護管理に関する情報提供、助言指導を	
環境部	行う。	
福島県相双農林事務所農業	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する	
振興普及部	指導を行う。	
相馬地方森林組合	民有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。
- (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南相馬市有害鳥獣捕獲隊員を中心に、鳥獣被害対策実施隊を組織することを検討している。

<設置予定時期>

R4 年 計画作成立案、関係機関への周知・協議、実施隊要綱作成 R5 年 実施隊設置・稼働

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。

	わかる体制図等があれば添付する。
(4)	その他被害防止施策の実施体制に関する事項
(注)	将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止
	施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の資
	成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に
	関する人材育成の取組を含む。)について記入する。
0. そ	たの他被害防止施策の実施に関し必要な事項
(注)	近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。